

恩給給与細則及び国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○ 恩給給与細則（昭和二十八年総理府令第六十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（支払通知書が還付されたときの取扱い）</p> <p>第十条 総務省人事・恩給局長は、恩給の支払額、支払開始日等を記載した支払通知書（支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十六条第一項の規定による通知の文書又は同条第三項に規定する国庫金送金通知書をいう。）が還付され、権利者の所在が明らかでないときは、還付された日以後の支給期月に支払うべき恩給の支給を差し止めることができる。</p> <p>（削る）</p>	<p>（支払通知書の交付）</p> <p>第十条 総務省人事・恩給局長は、恩給の支払額、支払開始日等を記載した支払通知書（支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十六条第一項の規定による通知の文書又は同条第三項に規定する国庫金送金通知書をいう。以下同じ。）を支払開始日前に権利者に交付しなければならない。</p> <p>2 前項の通知書が還付され、権利者の所在が明らかでないときは、総務省人事・恩給局長は、当該通知書が還付された日から起算して三月を経過した日の属する月の次の支給期月以後に支払うべき恩給の支給を差し止めることができる。</p>

別紙 第四十四号書式

第四十四号書式 年金の受給に関する申立書

(次の該当する番号に○印をつけてください。)

私(扶助料請求者)は、下の表の年金を { (1) 受けている。 (2) 受けていない。

((1)に○印をつけている方は、下の表の受けている年金の種類番号に○印をつけ、該当の年金証書の写し(年金額改定通知書又は年金額払込通知書でも可)を添付してください。)

年金制度	年金の種類(年金コード)
恩給法	1 普通恩給 2 増加恩給 3 傷病年金
厚生年金保険法	1 老齢厚生年金(1150) 2 障害厚生年金(1350) 3 老齢年金(0130) 4 障害年金(0330)
国民年金法	1 障害基礎年金(1350, 2850, 5350, 6350) 2 障害年金(0620)
船員保険法	1 老齢年金 2 障害年金
国家公務員共済組合法 (旧公共企業体(三公社)を含む。)	1 退職共済年金 2 障害共済年金 3 退職年金 4 減額退職年金 5 障害年金
地方公務員等共済組合法	1 退職共済年金 2 障害共済年金 3 退職年金 4 減額退職年金
私立学校教職員共済法	1 退職共済年金 2 障害共済年金 3 退職年金 4 減額退職年金
旧農林漁業団体職員共済組合法 (特別年金給付)	1 特別退職共済年金 2 特別障害共済年金 3 特別障害農林年金 4 特別退職年金 5 特別減額退職年金 6 特別障害年金
地方公務員の退職年金に関する条例	1 退職年金 2 退職年金 4 増加退職料 5 傷病年金 3 障害年金
日本製鉄八幡共済組合	1 退職年金 2 障害年金
執行官法	1 普通恩給 2 増加恩給
共済組合(旧令)等特別措置法	1 退職年金 2 障害年金 3 公務傷病年金
職傷病者遺族等援護法	1 障害年金

(○印をつけた年金の基礎年金番号などを下の欄に記入してください。)

基礎年金番号	年	月	年	月
年金コード又は証書記号番号				
1 証書の発行機関				
権利取得年月				
年金コード又は証書記号番号				
2 証書の発行機関				
権利取得年月				

上記のとおり申し立てます。 年 月 日
 申立者氏名 (※代筆の場合は、申立者の印を押してください。)

別紙 第四十四号書式

第四十四号書式

年金の受給に関する申立書

(次の該当する番号に○印をつけてください。なお、あなたが受けている年金が下の表にない場合は、(2)に○印をつけてください。)

私は、下の表の年金を { (1) 受けている。 (2) 受けていない。

((1)に○印をつけた方は、下の表の受けている年金の種類番号に○印をつけてください。)

年金制度	年金の種類
恩給法	1 普通恩給 2 増加恩給 3 傷病年金
厚生年金保険法	1 老齢厚生年金 2 障害厚生年金 3 老齢年金 4 障害年金
国民年金法	1 障害基礎年金 2 障害年金 1 老齢年金
船員保険法	1 老齢年金 2 障害年金
国家公務員共済組合法 (旧公共企業体(三公社)を含む。)	1 退職共済年金 2 障害共済年金 3 退職年金 4 減額退職年金 5 障害年金
地方公務員等共済組合法	1 退職共済年金 2 障害共済年金 3 退職年金 4 減額退職年金
旧農林漁業団体職員共済組合法 (特別年金給付)	1 特別退職共済年金 2 特別障害共済年金 3 特別障害農林年金 4 特別退職年金 5 特別減額退職年金 6 特別障害年金
地方公務員の退職年金に関する条例	1 退職年金 2 退職年金 4 増加退職料 5 傷病年金 3 障害年金
日本製鉄八幡共済組合	1 退職年金 2 障害年金
執行官法	1 普通恩給 2 増加恩給
共済組合(旧令)等特別措置法	1 退職年金 2 障害年金 3 公務傷病年金
職傷病者遺族等援護法	1 障害年金

(○印をつけた年金の基礎年金番号などを下の欄に記入してください。)

基礎年金番号	年	月	年	月
年金コード又は証書記号番号				
1 証書の発行機関				
権利取得年月				
年金コード又は証書記号番号				
2 証書の発行機関				
権利取得年月				

上記のとおり申し立てます。 年 月 日
 申立者氏名 (※代筆の場合は、申立者の印を押してください。)

○ 国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令（平成十八年総務省令第四十九号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則（昭和三十三年総務府令第四十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（支払通知書が還付されたときの取扱い）</p> <p>第六条 裁定庁は、互助年金の支払額、支払開始日等を記載した支払通知書（支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十六条第一項の規定による通知の文書又は同条第三項に規定する国庫金送金通知書をいう。）が還付され、権利者の所在が明らかでないときは、還付された日以後の支給期月に支払うべき互助年金の支給を差し止めることができる。</p> <p>（別記） 第二十二号書式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">互助年金証書再交付申請書</p> <p>下記互助年金証書の再交付を申請します。</p> <p style="text-align: right;">総務省人事・恩給局長 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: left;">（フリガナ）</p> </div>	<p>（支払通知書の交付）</p> <p>第六条 裁定庁は、互助年金又は互助一時金の支払額、支払開始日等を記載した支払通知書（支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十六条第一項の規定による通知の文書又は同条第三項に規定する国庫金送金通知書をいう。以下同じ。）を支払開始日前に権利者に交付しなければならない。</p> <p>2 前項の通知書が還付され、権利者の所在が明らかでないときは、裁定庁は、当該通知書が還付された日から起算して三月を経過した日の属する月の次の支給期月以後に支払うべき互助年金の支給を差し止めることができる。</p> <p>（別記） 第二十二号書式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">互助年金証書再交付申請書</p> <p>下記互助年金証書の再交付を申請します。</p> <p style="text-align: right;">総務省人事・恩給局長 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: left;">（フリガナ）</p> </div>

受給者氏名 (年 月 日生) (※代筆の場合は、請求者の印を押してください。) 〃	
互助年金証書 記号番号	第 号
互助年金証書 の日付	年 月 日
申請理由	(次の該当する番号に○印をつけ、その時期、場所、事情などを「」欄に詳しく記入してください。) 1 亡失 2 損傷 3 その他 []
郵便番号	<input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
現住所	都道府県

受給者氏名 (年 月 日生) (※代筆の場合は、請求者の印を押してください。) 〃	
互助年金証書 記号番号	第 号
互助年金証書 の日付	年 月 日
申請理由	(次の該当する番号に○印をつけ、その時期、場所、事情などを「」欄に詳しく記入してください。) 1 亡失 2 損傷 3 その他 []
郵便番号	<input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
現住所	都道府県

		(電話番号 — —)	
<u>支給郵便局</u>			
		(電話番号 — —)	
		<u>都道府県</u>	
		<u>郵便局</u>	